

豊田市 PCB による環境汚染事故等に係る 危機管理マニュアルの策定について（概要）

1 危機管理マニュアルの策定経緯

- 市は、これまで、J E S C O の事故やトラブル（内部漏えい含む。）について、「いかにトラブル等を起こらないようにするか」「同種同様なトラブル等を二度と起こさせないようにするか」に主眼を置いて、安全監視委員会の協力を得ながら対処してきた。
- しかし、国内外に目を向けると、近年、未曾有の大地震やテロ等が発生しており、重大な被害を及ぼす可能性のある施設については、「想定外の事態」にも対応することが求められてきている。
- 平成26年6月に国 PCB 廃棄物処理基本計画が変更され、PCB 処理事業が10年延長された。J E S C O は中長期計画を策定し、施設の更新・維持管理を行っていくが、時間的なリスクは高まった。
- また、平成27年8月から9月に行った、「市 PCB 廃棄物処理計画の変更に係るパブリックコメント」においても、『万一の際に市民の避難に遅れがないよう、市民への事故情報の伝達と避難についての事項を定めてほしい。』という要望が出されており、万一の事態に市民が不安を持っている。
- 以上のことから、現在のところ整理されていない、J E S C O における PCB 外部漏えい等の重大事故が発生した際の関係者の役割や連絡体制について定めた「豊田市 PCB による環境汚染事故等に係る危機管理マニュアル（以下「危機管理マニュアル」という。）」を策定することとした。

2 危機管理マニュアル概要

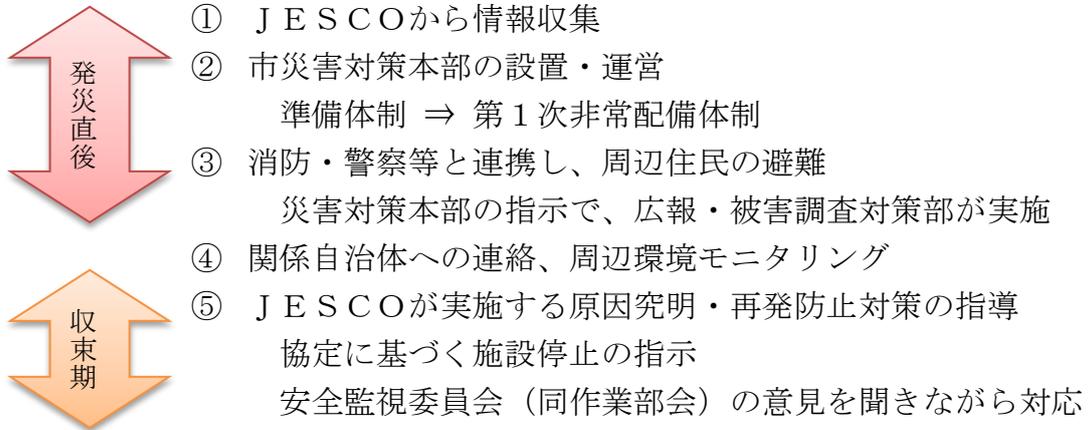
（1）想定事態

- ① PCB が敷地外へ漏えいし、周辺住民が避難（自宅待機含む）する必要があるとき
- ② 火災・爆発等が発生し、周辺住民が避難する必要があるとき
＝ 突発的な災害等※
⇒ 災害対策本部設置（第一次非常配備体制）

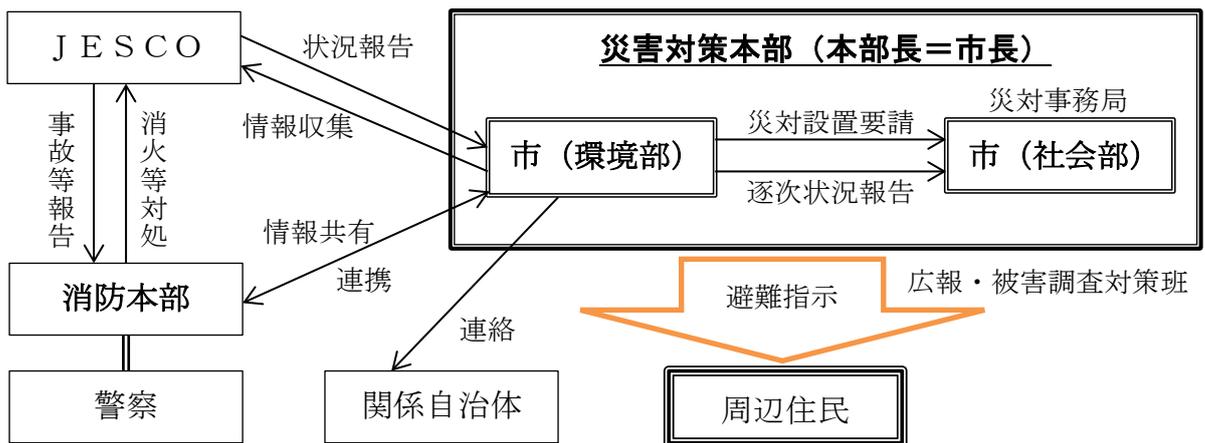
※ 突発的な災害等とは

大規模な火災及び航空機の墜落、旅客列車の転覆、ガス爆発、テロ災害等大規模な事件・事故により、多数の死傷者等が発生し、通常の消防力では対応が困難な場合又は、市民生活に不安を招く事態が生じた場合

(2) 市の役割 (マニュアルの基本的な内容)



(3) 災害対策本部連絡体制イメージ図



- ※ 警察又は消防によって規制線が張られた場合は、指揮隊と情報共有
- ※ 風向き等を考慮し避難場所を選定 ⇒ 避難指示 (自宅待機)
(爆発や大きな火災以外は、窓を閉めて家の中にいた方が安全)

3 危機管理マニュアル策定のスケジュール

時 期	実 施 内 容
平成28年 1月中	危機管理マニュアル (案) 作成
～ 2月末	庁内及び J E S C O と調整 必要に応じ修正し完成
2月末	公表 (ホームページ掲載)
次年度	J E S C O と市対策本部合同の防災訓練 (予定)